

平成28年（ワ）第380号放送法遵守義務確認等請求事件（第1事件）

平成28年（ワ）第696号放送法順守義務確認等請求事件（第2事件）

平成29年（ワ）第137号放送法順守義務確認等請求事件（第3事件）

平成29年（ワ）第466号放送法順守義務確認等請求事件（第4事件）

第1事件原告 宮内正徹

第2事件原告 溝川悠介 外44名

第3事件原告 北野重一 外57名

第4事件原告 高桑次郎 外21名

被 告 日本放送協会

意見陳述書（1）

2020年6月11日

奈良地方裁判所 民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 星 雄 介

併合後の第19回口頭弁論期日にあたり、次のとおり意見陳述いたします。

- 1 放送の公正性に疑義が生じた場合、これを是正するために多くの国では、行政機関が広く苦情を受け付けており、最初は放送の内容を審査し、続いて放送内容の改善を勧告するなどの仕組みがあります（稲葉10頁）。もっとも、行政権の介入となれば、憲法違反の疑義が生じるため、政治的独立性を持った組織を作る、また、手続においても裁判所に類する裁判官に準ずるといふ職を法制手続きの中に取り入れたりするなどの仕組みが取られています。

ところが、日本ではこのような政治的独立性を持った組織・制度がな

く、放送法違反の疑義が生じた場合、これを是正したいと考えた受信契約者がいたとしても、稲葉証人が指摘するようなプロセスによって公正性の疑義を解消するということは困難です。

紛争は、最終的には裁判所の判決をもって解決されるべきところ、日本では、放送の公平性をめぐる紛争が事実問題から法律問題へ徐々に展開していくというメカニズムが欠けているため、裁判所に紛争が持ち込まれたときに、事実問題と法律問題が混在していることになりませんが、そのような状況で裁判所に期待されるのは、それぞれの問題について、適正に判断するということであり、法律問題を事実問題と混在して事実問題に解消してしまうのではなく、法律問題として適切な判断をすることが求められていると考えます。

- 2 最高裁平成29年大法院判決は、NHKの公共放送としての重要性を重視し、またNHKの収入確保を優先させるために、未契約者に対して、放送受信契約の締結の事実上の強制を肯定しました。

この判決の当否はひとまず措くとしても、最高裁が公共放送としての重要性を理由にNHKを特別扱いし、実際に視聴しているか否かという点を度外視して、放送受信契約の締結の強制を認めた以上、その公共的役割については、これまで以上に厳しく監視されるべきといえ、そうであれば、NHKがそのような特別扱いに見合うだけの放送を本当に行っているのかという点について、受信契約者が問題提起できる手続が必要です。

また、NHKが「豊かで、かつ、良い放送」（放送法81条）、「健全な民主主義の発達に資する」（放送法第1条3号）という「公共放送にふさわしい放送」を行う義務を果たしていないと考えられる場合には、受信契約者はNHKの義務違反行為について意見を述べる機会が与えられ、その意見に対する判断・評価が適正手続のもとに行われることも必要です。

そうでなければ、受信契約者は一方的に契約締結を強制され、義務の

履行を求められるにもかかわらず、その権利行使については何らの保護も受けられないという極めて不合理な不利益を強いられることになってしまうからです。

NHKとの間で有償双務契約を結び、受信料を支払っている契約者が、一方的に不利益を受忍しなければならない理由はありませんし、NHKが受信料を請求するためには、その対価として「公共放送にふさわしい放送」を行うことが求められるはずです。

3 このように考えると、「公共放送にふさわしい放送」がなされているか否かを一体誰が判断・評価をすべきか、という点が問題となります。

まず、NHK自身がその判断をするということが考えられますが、NHKは、放送受信契約の当事者であり、公正な判断を行うことは期待できないので、NHK自身が判断することは不適切です。

次に、NHKの経営委員が判断するということが考えられますが、経営委員が個別の番組の内容について意見することは放送法32条に抵触する可能性がありますし、そもそも経営委員は、広い意味ではNHK側の人間であり、経営委員による判断も妥当とはいえません。

さらに、国会におけるNHKの予算審議を通じて、国会議員が判断するという枠組みや、監督官庁である総務省が独自に判断するということも考えられますが、これらの方法はあまりに迂遠で受信契約者の救済方法として有効とはいえませんし、「公共放送と政治との関係性」という別の問題が生じ得るため適切ともいえません。

このように考えると、残る組織として考えられるのは裁判所だけであり、裁判所が判断・評価すべきということになります（稲葉11頁）。

裁判所は、人権保障の最後の砦としての役割を果たすべく、原告らの本訴請求に対して、真摯に向き合い、真正面から答えることが求められています。裁判所までもが判断を回避し、権利侵害に対する原告らの救済の道を閉ざすようなことがあってはならないと考えます。

以上